

重 要

令和7年度前期授業料免除 (特別な理由による免除)について

※本件は、国立高専機構が実施する特別な理由による授業料免除です。下記の特別な理由に該当しない場合は、別途通知の「日本学生支援機構の給付奨学金に付随する修学支援制度による授業料減免（本科4,5年生、専攻科生対象）」または「就学支援金制度（本科1～3年生対象）」があります。

1. 対象者

種類	申請可能事由	対象学年
授業料 免除申請	・免除算定基準日（原則として4月1日）前6月以内（入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）に、学資負担者（学資を主として負担している者）が死亡した場合又は対象学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合 ・免除算定基準日前6月以内において、学資負担者の失職等理事長が定める理由により、著しい家計の急変があった場合	全学年
	・在学した期間が通算して36月を超える等、就学支援金の受給資格のない本科3年生以下の学生であり、かつ、学業優秀と認められる者 ・就学支援金の受給資格がある本科3年生以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀と認められる者	本科 1～3年
前期分 徴収猶予 申請	・経済的理由により授業料を納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合 ・学資負担者が死亡した場合又は対象学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納付が困難と認められる場合 ・その他やむを得ない事由があると認められる場合	全学年

2. 申請書類提出〆切

受付場所：学生課学生支援係窓口

- ・授業料免除申請書（様式1-1） 4月30日（水）
- ・その他 必要書類 7月31日（金）

3. 留意事項

- ① 免除不許可となり免除されない場合がある。また、半額免除となる場合がある。
- ② 審査のうえ、免除許可又は不許可を、申請者本人へ文書で通知する。
- ③ 上記3に定める申請期間以外の申請は一切認められないので、申請に際しては、申請期間に十分留意すること。

（担当：学生課学生支援係 電話：018-847-6020（平日9:00～16:00））